

号外第48号

規

則 要

主

目

次

0

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則

外

処理の相手方、

処理の目的及び用途、 「作成するとともに、

公有財産管理システムに、

処理形態、

財

産の状

処理方針等必要な事項を記録しなければ」を

+

一条第一項中

年 9 月

30 日 「作成しなければ」に改める。 第十七条中第一項を削り、 第二項を第一項とし、 同条第三項中「公有財産管理システム

に改め、同項を同条第三項とする。 により出力された」を削り、 同項を同条第二項とし、 同条第四項中 「前項」を「、 前項」

第十八条第三項を削る。

第十九条第一項中「作成するとともに、 処理の相手方、処理の目的及び用途、 公有財産管理システムに、処理形態、 処理方針等必要な事項を記録しなければ」を

「作成しなければ」に改める。

兀 \equiv

Ŧī. 使用」に改め、同項を同条とする。

第二十二条第一項を削り、

同条第一

項

中

「前項」

を

「第二十条の規定による行政財産の

第二十三条第四項を削る。

五. 第三十条第一項ただし書中「第二十八条第三項第一号」を「第二十八条第二項第一号」 第二十八条中第一項を削り、 第二項を第一項とし、 第三項を第二項とする

六 六 ければ」を「作成しなければ」に改める。 第三十七条及び第三十九条中「作成するとともに、 財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、 公有財産管理システムに、処理形 処理方針等必要な事項を記録しな

第四十二条の二を次のように改める。

0

企業局訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

0

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

規

則

0

千葉県職員人事事務取扱規程の

一部を改正する訓令

五.

に改める。

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

 \bigcirc

0

千葉県教育財産管理規則の

一部を改正する規則

教育委員会規則

病院局管理規程

第四十二条の二 削除

六

「作成しなければ」に改める。 第四十二条の三中「作成するとともに、 処理の相手方、 処理の目的及び用途、 公有財産管理システムに、処理形態、 処理方針等必要な事項を記録しなければ」を 財産の状

第六章を削る。 第四十三条第三項中「公有財産管理システム」を 「財産管理システム」に改める。

別表第二工作物の項中「工作物」の下に「(建物附属設備を除く。)」を加え、 別表第一その二貸付けの項中「第二十八条第三項」を 「第二十八条第二項」に改める。

「財産管理システム」に改 の一部を次のように改 を 附 塀 下 水 道い メ メ 1] 個 1 \vdash ル ル さく、 栅、 水施設をもつて一個とする。 団の建物に付属して設置された下 垣 かき、いけがき等を含む 生垣等を含む に改め、 を

令 号 和 4

附則

年 9

める。

則」に改める。

月 30 日

目次中

「第六章

公有財産管理システムの記録の閲覧及び利用

(第四十八条

正する。

千葉県公有財産管理規則

(昭和四十四年千葉県規則第九十九号)

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則

(金曜日)

千葉県規則第七十四号

千葉県公有財産管理規則の

部を改正する規則をここに公布する

千葉県知事

熊

谷

俊

人

和四年九月三十日

第二条第十一号及び第十二号中 「公有財産管理システム」を

(道路及び公園に係るものを除く。)

を削り

		号	外复	<u> </u>	8 号	<u> </u>			_=	£			葉			県	<u> </u>			<u>報</u>			令	日 4	年9月	30	日	(金	曜日)
信 号 機	消火設備	スかまいます。	、 号	ļ.	<	こののを	を受け	· 気 を 体 かの	に性にを有	炉(ものに限	を 受 け	る気体の影	性を有	焼却炉(腐		焼却炉	昇降機設	_	喬、「を削り、	「水槽、油槽、ガス		-	望 楼	望楼		生装	暖冷房装置
個	個個	国 個	固個	1						基						基		基	基			ハ槽等」に、	を <u></u> 貯	<u> </u>	個	個		個	個
	一式の設備をもつて一個とする。	の設備をもつて一の設備をもつて一		_																		橋りよう を 橋 梁	「				ବ	し尿浄化装置をいい、その一式の装	一式の装置をもつて一個とする。
- に、	_	を									に、							7	¥			に改め、「さん	う等」を	_	- に、		8	<u> </u>	
													に限る。)	物附属設備	工作物(建	の次に次のように			管き	諸標		<u>κ</u>			イ	トンネル		電気設備	 トンネル
の ト 以 下 の も	出力が二十	機	房設	ガス設備		衛生装置	給排水設備	< ° ∵		蓄電池	電気設備	る。	源設備に限	(蓄電池電	電気設備	に加える。	個	_	メートル	個	個	<u>-</u> .	個	個	個	メートル	_	個	メートル
			個	個		個	個				個				個			_						一式の設備				一式の設備	
			一式の設備をもつて一個とする。	一式の設備をもつて一個とする。	置をもつて一個とする。	し尿浄化装置をいい、	一式の設備をもつて一個				一式の設備をもつて一個				一式の設備をもつて一個									をもつて一個とする。				の設備をもつて一個とする。	
			値とする。	値とする。		その一式の装	一個とする。				個とする。				個とする。	_	に改め、同項			を			- に、		<u></u> -	L IZ,		 - *	<u> </u>

<u>令和</u>	14	年 :	9月	30	日	(金	曜日	∄)				<u>Ŧ</u>			<u>菜</u>				県				超				<u>号</u> を	<u>第</u>	4 8	号				
て金属	設備(主と	又は日よけ	ーケー	る。)	のものに限	て金属	主	は 日	アーケード	閉設備	アー自動開	テン又はド	エヤーカー	備	納式避難設	設備及び格	は災害報知	排煙設備又	消火設備、	ター	エスカレー	ター	エレベー	備	ボイラー設	風設備又は	く。)、通	の を 除	ト以下のも	ニキロワッ	出力が二十	(冷凍機の		る。)
			個						個				個						個		基		基										個	
			一式の設備をもつて一個とする。						一式の設備をもつて一個とする。				一式の設備をもつて一個とする。						一式の設備をもつて一個とする。														一式の設備をもつて一個とする。	
四則第二項の見出しを削り、		千葉県環境保全条例施行規則	千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	千葉県規則第七十五号		令和四年九月三十日	する。	千葉県環境保全条例施行規則		この規則は、令和四年十月一日	附則	別記第十一号様式中「瓣二十六	中「第二十二	別記第四号様式中「郷十六彩	除く。)	製のものを	として金属	その他(主	限る。)	製のものに	として金属	その他(主	< ° ° °	ものを除	り(簡易な	可動間仕切	る。)	ものに限	り(簡易な	可動間仕切	備	店用簡易装	< ° °	のものを防
同項の前に見出	ુ	<i>の</i>	規則の一部な					の一部を改一		日から施行する。		二十八条第三項」	第二項」	第三項」を				個				個				個				個		個		
見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中		部を改正する規則(平成十五年千葉県規則第六十五	を改正する規則の一部を改正する規則		千葉県知事 熊 谷 俊 人			部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布		する。		一を「第二十八条第二項」に改める。	を「第二十二条第一項」に改める。	「第十七条第二項」に改める。												一式の設備をもつて一個とする。				一式の設備をもつて一個とする。		一式の設備をもつて一個とする。		

則に次の一項を加える。 「令和七年十月三十一日」 「に掲げる」を「(イに係る部分に限る。)に掲げる」 に、 「五○○ミリグラム」を「三○○ミリグラム」に改め、 に、 「令和四年十月三十一日」を 附

3 の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、 に規定する期間、 定事業場に係る排出水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、前項| 改正後の規則別表第一 同表アンモニア、アンモニウム化合物、 三の項(ハに係る部分に限る。)に掲げる施設を設置する特 「五〇〇ミリグラム」とする。 亜硝酸化合物及び硝酸化合物|金」を「県税等」に、

この 規則は、 令和四年十一月 日 から施行する。

葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 和四年九月三十日

千葉県知 事 熊 谷 俊

人

千葉県規則第七十六号

葉県財務規則の一部を改正する規則

葉県財務規則 (昭和三十九年千葉県規則第十三号の二) 0 部 を次のように改正す

同条第二項の次に次の一項を加える。 る情報処理の用に供されるものをいう。 した約定に限る。)をしたとき」に改め、同条中第五項を第六項とし、 の約定をした納入義務者」を「納入義務者は、 子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供して」 を電子情報処理組織(出納取扱店又は収納取扱店の使用に係る電子計算機(入出力装置を 又は前項の規定による電磁的記録の提供」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人 含む。以下同じ。)と納入義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電 し、同条第三項中「前項」を _ 0 知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ 第四十八条第一項中「収納取扱店に」を「収納取扱店に、」に、 以下「口座振替依頼書」という。)を提出し、又は口座振替依頼書に記載すべき事項 「第二項」に、 以下同じ。)」を削り、同項を同条第四項とし、 「より、」を「よる」に、 前項の約定(口座振替依頼書の提出により に改め、同条第二項中「前項 「)を提出して」を 第四項を第五項と 「提出」を「提出 干葉県会計管理者(出納員、分任出納員、分任出納員、現金取扱員) 様 徴収(収納)事務受託者 様

3 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない よりした約定を除く。)をしたときは、口座振替納付届に記載すべき事項を記録した電 方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (下同じ。) を歳入徴収者に提供しなければならない 納取扱店又は収納取扱店は、納入義務者が第一項の約定(口座振替依頼書の提出に

下に 第五十八条の三の見出しを「(県税等の収納委託)」に改め、 分担金及びこれに係る延滞金、不動産売払代金及びこれに係る遅延損害金並び 同条第 項中 微収金 1

|録した電磁的記録を含む。) 」を加え、「及びこれに係る徴収金」を削り、 各号中「県税」を「県税等」に改め、 |に過料及びこれに係る延滞金(以下この条において「県税等」という。 通知書」の下に「、納入通知書」を、 「により」を「又は現金払込書により」に改め、同条第六項中「県税及びこれに係る徴収 「を作成し」を「又は受託徴収(収納)金計算書を作成し」に改め 同条第三項中「県税」を「県税等」に改め、 「書類」の下に「(当該書類に記載すべき事項を記 同条第五項中 を加え、 「納税

項」を削り、 第六十条第一項中「、第四十七条」 同項の表納入通知書その他の項を削 を「及び第四十七条」に改め、 「及び第四十八条第

項及び第五十八条の三第六項」を加える。 第五項」を加え、同表四十一の項中「第五十八条第三項」の下に「、第五十八条の二第八 三十九の項中「第五十五条第一項」の下に「、第五十八条の二第七項及び第五十八条の三 様式目次の表三十三の項中 「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改め、 同表

十八条の川第日風」を加え、 別記第三十九号様式中 別記第三十三号様式中 「第五十五条第一項」 「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改める。 同様式(その1) 中 の次に「 第五十八条の二第七項及び第五

千葉県会計管理者 田 納 員 分任出納員 現金取扱員 本書のとおり払い込 Ш を

千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現納員、分任出納員、現金取扱員) 彼収(収納)事務受託者 本書のとおり払い込 Ш

> 千葉県会計管理者 (出 納 員) 分任出納員 (現金取扱員) を

に

に改め、 同様式 (その3) の備考を削る。

十八条の川郷汁風」を加える 別記第四十一号様式中「第五十八条第三頃」 0) 次に 第五十八条の二第八項及び第五

則

(施行期日)

この規則は 令 和四 年十月一 日 から施行する

経過措置

号外第48号 令和4年9月30日 (金曜日) 財産管理システムにより出力された」を削る。 千葉県教育委員会規則第十六号 る 方、 況、 ように改正する 2 「作成しなければ」に改める。 又は指定避難所の標識、 第十九条第一項を次のように改める。 第十五条第一項中「、公有財産管理システムに、 第二条第八号及び第九号中 更新(第十七条第六号に該当する場合における使用の許可の期間の更新を除く。)に係 示場、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づく指定緊急避難場所 する測量標、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に基づく投票所及びポスターの掲 第八条第一項中 千葉県教育財産管理規則 則 第十九条第二項中「前項」を「教育財産の使用」に改める。 る使用許可については、この限りでない。 処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録し」を削り、 的とする使用許可を除く。) 処理の相手方、 管理者は、次の各号のいずれかに該当する教育財産の使用の許可をしようとするとき む。)、公衆電話ボックス、公衆電話機、 ばならない。ただし、測量法 葉県教育財産管理規則の の施行後においても、 教育財産使用許可申請書に添えられた書類を教育長に提出し、 使用料の減免を伴う使用許可 る使用許可を除く。) 使用の期間が三十日以上の使用に係る使用許可 和四年九月三十日 千葉県教育財産管理規則の一部を改正する規則 規則の施行前に、 「及び第三十六条」を削り、 「作成するとともに、公有財産管理システムに、 処理の目的及び用途、 教 防災行政無線設備並びに売店の設置並びに使用の許可の期間の 当分の間、 改正前の千葉県財務規則の規定により調製した用紙は (昭和四十五年千葉県教育委員会規則第十四号) 育 「公有財産管理システム」を 部を改正する規則をここに公布する (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十条第一項に規定 (第十七条第一号から第五号までに該当する場合に 委 所要の調整をして使用することができる。 千葉県教育委員会教育長 処理方針等必要な事項を記録しなければ」を 員 水道管、 「知事」を「第二十七条中 会 処理形態、 ガス管及び自動販売機の設置を目 規 (電柱類 「財産管理システム」に改め| 千葉県病院局管理規程第十一号 財産の状況、 則 (支線及び支線柱を含 冨 処理形態、 その承認を受けなけ 同条第四項中 塚 「知事」に改め 0) 処理の相 昌 財産の状 部を次の 子 この 公有 手 規 ように改正する。 を削る。 千葉県訓令第十六号 態、 この管理規程は、 千葉県病院局職員服務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号) 別表第一雇用労働課の項に次の一号を加える。 千葉県事務決裁規程 千葉県事務決裁規程の一 この規則は、 第二十三条の四第一項及び第 第二十九条第一 六 財産の状況、処理の相手方、 令和四年九月三十日 十一条第三項第一号中 令和四年九月三十日 葉県病院局職員服務規程の一 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令 附 附 労働者協同組合法 則 令和四年十月一日から施行する。 項 令和四年十月 中 (昭和三十一年千葉県訓令第十号)の一部を次のように改正する。 訓 病 「公有財産管理システム」を (令和二年法律第七十八号) 部を改正する訓令を次のように定める。 「第四条第一号ホ」 院 二十五条第 時役員の選任に関 部を改正する管理規程をここに公布する 処理の目的及び用途、 すること。 項 一日から施行する。 よる臨時 第六十条の規定 の規定による一 第三十七条第二 局 管 一項中 総 を 千葉県病院局長 会 「第四条第一号ニ」に改める。 理 \mathcal{O} 「財産管理システム」に改める。 葉県知事 の施行に関すること。 公有財 処理方針等必要な事項を記録し」 規 第六項の規定によ 関すること。 る事務の引継ぎに 第九十四条の 産管理システムに、 二項の規 附則第二十四 令 程 熊 Щ 崎 定によ 谷 出先機関庁 0) 条 九 晋 俊 一部を次の 処理形 朗 人

	号外第48号	号		<u>葉</u> 千	県 -	報	令和4年9月	月 30 日 (金曜日)
別記第三号様式中「鶏回糸鶏二号様式とする。	月日	別記第二号様式を削る。号様式」に改め、同号中へを第四条第一号中ニを削り、	千葉県職員人事事務取扱規千葉県職員人事事務取	千葉県訓令第十七号 令和四年九月三十日	千葉県職員人事事務取扱規 			
一号ト」や「第四条第	「第四条第一号へ」を「第四条第	まかとし、トからリまでなかをことし、同号へ中	に1、6。 県職員人事事務取扱規程(昭和五十三年千葉県訓令 千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	千葉	八一日から施行する。 	確認に関するこ一項の規定による一項の規定による	と。 第九十四条の九二 第九十四条の九	に関すること。 の規定による認定 の規定による認定 ること。 お上四条の二
―――」に改める。	——————————————————————————————————————	をへからチまでとする。 「別記第二号様式の二」を「別記第	令第十八号の二)の一部を次の 出先機関 出先機関	千葉県知事 熊 谷 俊 人	次のように定める。			と。と認に関するこ
千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令出失機関	千葉県病院局訓令第四号 千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	この訓令	よ 日 日 を 日 日 に改める。 日 日 日 を 日 日 に改める。	別記第三号様式中「鶏宮浴鶏―やV」を「鶏宮浴鶏―やリ」に、別記第二号様式中「鶏宮浴鶏―やン」を「鶏宮浴鶏―やロ」に改める。別記第一号様式の二を削る。	第四条第一号中口を削り、ハを口とし、ニからルまでをハからヌまでとする。次のように改正する。千葉県企業局職員人事事務取扱規程(昭和四十七年千葉県水道局訓令第三号)の一部を千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	十葉県企業局訓令第五号 千葉県企業局訓令第五号 千葉県企業局長 山 口 新 二	令和四年九月三十日 ・	第五条第三項第一号中「第二号様式の二」を「第二号様式」に改める。 2 千葉県職員服務規程(平成十七年千葉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。(千葉県職員服務規程の一部改正)(施行期日)

令和4年9月30日(金曜日)	<u> </u>	葉	 報	号外第48号
			で この訓令は、令和四年十月一日から施行する。 附 則 別記第匹号様式中「第區彩第一本〉」を「第區彩第一本书」に改める。	第四条第一号中八を削り、二を八とし、ホからチまでを二か別記第二号様式を次のように改める。 別記第三号様式中「鶏呂粉鶏―中汁」を「鶏呂粉鶏―中川」 日 日 日 日 日 日 日 日 日

	号外第48号	千	葉	県	報	令和4年9月30日(金曜日)
購読料						
本号						
部						
二 四 円						
発 精 読 者						
甲 沃						
中央区市場						
2先 千葉市中央区市場町一番一号						
千 〇 四						
· ○四三 (二二三) 二六五八						
) 二六 五 八 県						